社援地発 0327 第 9 号 平成 27 年 3 月 27 日

都道府県

各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部(局)長 殿 中核市

> 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 ( 公 印 省 略 )

生活困窮者自立支援法の施行に伴う農林水産分野との連携について(通知)

平成27年4月から生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「新法」という。)が施行され、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策が強化される。

就労は、生活困窮者にとって経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であり、地域における就労の機会を確保することは、生活困窮者の自立を図る上で大変重要な課題である。

その際、生活困窮者が農業に従事することは、生活困窮者本人にとって、自然の中で作業を行うなどにより、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながるなどのメリットがある。一方、これは農業分野における人材不足の解消にも資するものと考えられる。

このため、農林水産省と厚生労働省においては、これまで「農福連携に関する連絡協議会」等を開催し、様々な課題について情報交換を行いつつ、農業分野と福祉分野の連携の強化を図ってきたところである。

これに関連して、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定。平成26年6月24日改訂。)においても、医福食農連携における6次産業化の推進や生活困窮者の自立支援の推進が位置付けられるとともに、農林水産省の平成27年度交付金「都市農村共生・対流総合対策交付金」及び「都市農業機能発揮対策事業」においては、その支援の対象に、新法の就労準備支援事業や認定就労訓練事業を行う事業者等が加えられたところである。

今後、新法に基づき、就労準備支援事業に対して国庫補助が行われるほか、 認定就労訓練事業者に対しては、立ち上げ時の初期経費の助成や税制上の優遇 措置、自治体による優先発注の取扱い等の経済的な支援や事例集の配布、研修 の実施等によるノウハウ面での支援が総合的に実施されることとなる。なお、 税制上の優遇措置のうち、不動産取得税・固定資産税等の非課税措置については、社会福祉法人や消費生活協同組合のほか、農業協同組合連合会や農業協同組合も対象となる見込みである。

農福連携は、人口減少社会にあって多様な主体の参加に基づく共生社会を実現する中で重要な取組となる。各自治体におかれては、上記の施策を十分に活用しつつ、各自治体の農政担当部局、地方農政局、農業生産法人や個人農家等の関係者との連携の下、農業分野における生活困窮者の就労の場の確保について積極的に検討いただくとともに、各都道府県におかれては管内の自治体(指定都市及び中核市を除く。)に本通知の内容を周知していただくようお願い申し上げる。

また、本通知については、農林水産省を通じて、地方農政局等にも周知する 予定であるのでご了知いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## <参考>農林水産業・活力創造プランより関係部分抜粋

# 農林水産業・地域の活力創造プラン

(平成25年12月10日決定、平成26年6月24日改訂 農林水産業・地域の活力創造本部)

## Ⅲ 政策の展開方向

2. 6次産業化等の推進

農林漁業の成長産業化のためには、市場を意識し、消費者の需要に応じて 農林水産物を生産・供給するとの発想(マーケットインの発想)による、需 要と供給をつなぐバリューチェーンの構築が不可欠である。このため、農林 漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の積極的な活用等により、農林漁業者主 導の取組に加え、企業のアイディア・ノウハウも活用した多様な事業者によ る地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進するとともに、女性や 若者を含めた多様な人材を活用し、農商工連携や医福食農連携等の6次産業 化や地理的表示保護制度の導入等による農林水産物・食品のブランド化を進 めることにより、農林水産物の付加価値向上を図る。

#### <展開する施策>

- ② 農商工連携、<u>医福食農連携等の6次産業化</u>、地理的表示保護制度の導入、 異分野融合研究<u>の推進</u>
- 6. 人口減少社会における農山漁村の活性化
  - ② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり
    - ・ 障害者や高齢者、生活困窮者等のための福祉農園の整備を推進(「農」 と福祉の連携プロジェクト)

## V 具体的施策

- 2. 6次産業化等の推進
  - ② 農商工連携、<u>医福食農連携等の6次産業化</u>、地理的表示保護制度の導入、 異分野融合研究の推進22
  - ・ マーケットインの発想の下、農商工連携、<u>医福食農連携</u>、農観連携、都市と農山漁村の共生・対流等<u>に取り組む多様な6次産業化事業体を育成する</u>こととし、農林漁業者主導の取組に加え、企業のアイディア・ノウハウも活用した2次・3次事業者をはじめとする多様な事業者による取組や、地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化の取組を支援・農林水産物等の地域の資源と地域金融機関の資金を活用して事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」を全国に展開し、雇用の創出や地域の活性化につながる1万程度のプロジェクトを立ち上げる「ローカル

10,000 プロジェクト」、うち 100 程度の事業を世界市場に後押しする「グローバル 100 プロジェクト」を推進

- 6. 人口減少社会における農山漁村の活性化
  - ② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり
  - ・ 障害者や高齢者、生活困窮者等のための福祉農園の整備を推進(「農」と 福祉の連携プロジェクト)